

平成 21 年 3 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーフット  
(旧 株式会社ツルヤ靴店)  
代 表 名 代表取締役社長 服部 博幸  
(コード番号： 2686 名証第二部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画本部長 秀島 高広  
電話番号 052-732-7789

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 4 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 4 月 15 日開催予定の当社第 38 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。

また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。

(2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。(現行定款第 20 条)

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 4 月 15 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 4 月 15 日 (水)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

